

議案第108号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立桜丘幼稚園の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の部世田谷区立桜丘幼稚園の項中「桜丘五丁目2番19号」を「弦巻五丁目21番10号」に改める。

附 則

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。